

福島県建設業企業合併等支援事業

福島県は、財務改善や経営基盤の強化を目指す建設業者の自主的な取組みを支援するため、合併等を行った建設業者に対し補助金を交付します。



●補助の対象者

福島県内に主たる営業所を有する者で、福島県建設工事入札参加資格を有し、以下の基準を満たす者とします

- ・資本金が2千万円以上であること
- ・合併等を行う法人間に人的関係又は資本関係がないこと（要綱別表3）
- ・有効な経営事項審査を有すること

●補助対象となる合併等の定義

会社合併、事業譲渡、共同事業のための組合等の設立（協業組合、有限責任事業組合等）とします

●補助対象となる経費

合併等に要する経費で、合併等の契約締結日以降に発生するもののうち以下を対象とします

- ①合併等の会計処理に係る経費（税理士報酬等）
- ②商業登記に係る経費（登録免許税、司法書士報酬等）
- ③合併公告及び催告に係る経費（公告掲載経費、催告通知経費等）
- ④経営事項審査受審及び建設業許可申請手続きに係る経費（行政書士報酬等）
- ⑤雇用保険の合併等手続きに係る経費（社会保険労務士報酬等）

※建設業許可申請手数料、経営事項審査申請手数料、消費税は対象外です

●補助金の額及び補助率

50万円を上限額とします（補助対象経費の2分の1以内の額）

●年間認可件数

1件程度を予定

詳しくはこちら→

[福島県 建設業企業合併等支援事業](#)

検索

申請先
問合せ先

福島県土木部 企画技術総室 建設産業室
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
TEL:024-521-7452 / FAX:024-521-7949
MAIL:kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

